

陳 情 文 書 表

陳情第 7－3 号		付託委員会	環 境 建 設 委 員 会
「建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書」提出を求める陳情書			
受 理 年 月 日		令和 7 年 8 月 8 日	
陳 情 者		羽村市小作台 5－2 1－6 東京土建一般労働組合西多摩支部 執行委員長 辻岡 邦之	
陳 情 内 容			
裏 面 の と お り			

「建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書」提出を求める陳情書

要 旨

国に対して建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書を提出して下さい。

理 由

輸入を停止した2005年までの75年間で、約1000万トンもの大量の石綿が日本に輸入され、その内の約7割が建設資材に使用されました。そして現在、問題視されているのは、2006年の全面禁止以前の既存の民間住宅等の解体・改修工事での石綿ばく露です。この改修・解体工事は2030年にピークを迎え、その後も数十年以上続きます。近年頻発している自然災害による被害の復興作業における石綿ばく露も大きな問題となっています。建設工事従事者、住民のこれ以上の石綿ばく露を何としても防がなくてはならない状況です。

アスベスト関連法（大気汚染防止法・石綿障害予防規則）が改正され、石綿含有建材の調査報告がレベル3までとなり、石綿対策の規制強化が進んでいます。事前調査結果の報告義務は、80㎡以上の解体、100万円以上の改修工事となっています。

一方で、調査・除去・処分費用は建物所有者（国民）が負担することになり、解体・改修費用が増加しています。その負担を避けようと、無届・違法工事が報告されており、労働基準監督署による是正勧告事例なども報道されています。このようなことが続けば、建設工事従事者や住民の健康被害は計り知れません。また、多くの国民に対して石綿による健康被害の実態、アスベスト関連法改正、そして調査・除去・処分費用は施主負担であることが周知しきれていません。国民全体の課題と捉え、国として継続した周知を行うべきです。

国の補助制度として、社会資本整備総合交付金の「住宅・建築物安全ストック形成事業」がありますが、①対象建材が吹付け材（レベル1）などに限定、②補助金額が費用の一部（調査上限25万円/棟、除去：自治体実施は3分の1以内、民間業者は自治体の補助額の2分の1・かつ全体の3分の1以内）に過ぎず、極めて不十分です。住宅等に使用されている石綿建材の多くが成形板（レベル3）であり、住宅等や小規模ビル等では使えない制度となっています。以上から、貴議会に国への意見書の提出を求めるものです。

【要求項目】

- 1、国は、国民に対し、石綿の健康被害、アスベスト関連法改正を周知徹底してください。
- 2、国（国交省）の「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」について、一般住民が使えるレベル3までの調査・除去費用の助成（補助）制度を求めます。

令和7年 8月 8日

陳情者

住所 羽村市小作台5-21-6
東京土建一般労働組合西多摩支部
執行委員長 辻岡 邦之
電話

あきる野市議会議員 臼井 建 殿

